

学校法人奈良学園 役員退職手当支給規則

(令和2年 則 第2号)

令和2年3月23日

理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人奈良学園の役員の退職手当支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則において役員とは、次の各号のとおりとする。

(1)理事長

(2)役員・評議員等報酬規則第2条第二号に定める常勤理事のうち、本学の職員ではなく理事として常時勤務する者

(3)常勤監事

2 所属長及び専任職員を本務とする理事の退職手当は、学校法人奈良学園退職金規程を適用する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、次の計算式で算出する。

退職日における当該役員の月額本俸 × (12.5 ÷ 100) × 在職月数

2 第4条第2項の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、それぞれの役職退職等の日の月額本俸をもとに前項に基づき算出する。

3 第2項の規定による計算の結果生じた1円に満たない端数は、これを1円に切り上げる。

(在職期間)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月と計算するものとする。

2 役職を異にする役員に任命されたとき、その役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない役職別期間から1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは後の役職別期間の在職月数から1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日に同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、その退職手当から控除すべき額を減じた額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。

(1) 配偶者

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者。

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族。

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者。

(退職手当の不支給)

第7条 学校法人奈良学園寄附行為第13条第1項第一号、第三号及び第四号に該当し解任されたときは、第14条第12項及び13項の手続により退職手当を支給しない場合がある。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会においてこれを行う。

附 則

1 この規則は、令和2年3月23日から施行する。

2 学校法人奈良学園 役員退職手当支給規程（平成23年4月1日制定）は、令和2年3月23日付で廃止する。